

警備業者の皆さまへ ～警備業法の改正について～

書面掲示規制の見直し等のため、警備業法の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されます。

主な改正の内容は以下のとおりですので、対応をお願いします。

1 認定証がなくなります！

4月1日以降は、認定証は交付せず、認定（認定更新）をしたことの**通知のみ**を行います。

したがって、**認定証の再交付、書換え、返納等の手続きもなくなります。**

2 主たる営業所には標識を掲示してください！

主たる営業所には、認定証の代わりに標識を掲示しなければいけません。別紙を参考に**ご自身で標識を作成**し、主たる営業所の見やすい場所に掲示してください（標識の素材は**A4用紙**で構いません）。

なお、**現在交付している認定証**の処分方法等については、追って連絡をしますので、**お手元で保管**しておいてください。

3 ウェブサイトにも標識を掲載してください！

ご自身が管理するウェブサイトにも標識を掲載してください。

ただし、

- ・ 常時使用する**従業員の数が5人以下**である場合
- ・ 当該事業者が管理する**ウェブサイトを持っていない**場合

は、この**義務が免除**されます。

標識の掲示義務等の違反には、**罰則（30万円以下の罰金）**がありますので、**確実な履行をお願いします！**



本件に関するお問い合わせは

生活環境課 営業係 TEL (089) 934-0110

まで

標識の様式（警備業法施行規則第6条）

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

- 備考
- 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
 - 2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。